

第2章 環境像と環境目標

第2章 環境像と環境目標

1. 環境像

本計画は、「草加市環境共生都市宣言」及び「草加市環境基本条例」の基本理念の達成に向けて、

人と自然が共に生きるまち そうか

を目指すべき環境像とします。

【環境像】

「人と自然が共に生きるまち そうか」

- ・「人」とは：「市民、事業者、行政の三者」と「人間の衣食住に関わるすべての活動」を表します。
- ・「自然」とは：「草加の自然のシンボルである綾瀬川をはじめとする河川や水路等の水辺、田んぼ、屋敷林、公園などのみどり、生きもの」を表します。特に、「河川の水質汚濁」や「みどりの減少」などは、現在、草加の負の存在であり、これをうるおいとやすらぎのある環境に再生したいという願いを込めています。
- ・「共に生きる」とは：「三者相互及び市民同士、事業者同士など人と人の交流」と「人々の生活環境と自然環境の共存」を意味し、これらが一緒に生きていくことや調和することを表します。

【参考：「草加市環境共生都市宣言」（抜粋）】

私たちは、かけがえのない環境を次の世代に引き継ぐため、共に生きるしくみや役割を考えながら、身近なことから協力して実行しなければなりません。

私たちは、「人と自然が共に生きるまち そうか」をつくるため、ここに環境共生都市を宣言します。

- 1 私たちは、水と緑を生かした環境にやさしいまちづくりに努めます。
- 1 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進に努め、限りある資源を大切にします。
- 1 私たちは、毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを学び、環境を良くすることを考え、行動するように努めます。

【参考：「草加市環境基本条例」の基本理念】

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、現在及び将来の市民がうるおいと安らぎのある恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、すべての者が環境への負荷を低減するため、自主的かつ積極的に行動することによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2. 環境目標

本市の目指すべき環境像を実現するための環境目標は、次のとおりです。

【環境目標】

環境目標 1

水環境の保全と創造

～水と共生するまちを創ろう～

環境目標 2

身近な自然の保全と創造

～生きものと共生するまちを創ろう～

環境目標 3

低炭素社会の推進

～地域と地球に優しいまちを創ろう～

環境目標 4

生活環境の保全

～安心で快適なまちを創ろう～

環境目標 5

環境に配慮した行動の実践と拡大

～環境に配慮した行動を実践しよう～

3. 環境施策の柱

先に掲げた5つの環境目標をさらに具体化するために、11項目の環境施策の柱と達成目標を設定しました。

環境目標 1

水環境の保全と創造

～水と共生するまちを創ろう～



本市には、草加のシンボルである綾瀬川をはじめ、多くの河川や水路が流れており、昔から草加の人々の生活に密着した存在でした。しかし、都市化の進行に伴い、生活排水や事業系排水の流入による水質の悪化のほか、河川改修や用水の暗渠化の進行による生きものの生息・生育地の減少等により、かつてのうるおいのある空間としての魅力を失い、地域の生活から離れた存在になっていました。



綾瀬川と草加松原

このため、本市では、河川や水路等を草加の貴重な自然空間としてとらえ、市民共有の財産とするため、国や流域自治体との協働によって、公共下水道の整備や事業系排水の規制強化等の様々な対策を講じてきました。これらの取組によって、河川や水路の水質は確実に改善されてきています。

今後、生物多様性に配慮しながら、水とみどりのまちづくりをさらに推進し、水質浄化や水量確保、子どもが水辺に近づく親水空間の創造など、水環境の改善を図り、健全な水循環の回復と維持に努めます。

特に、草加のシンボルである綾瀬川は、うるおいと安らぎのあるかけがえのない自然空間として、水質の改善と河川環境の適切な維持管理を図ります。

こうしたことから、次の2つの環境施策を掲げます。

環境施策の柱 1－1：水質浄化対策の推進

環境施策の柱 1－2：親水空間の創造・維持管理の推進

【長期（令和17年度（2035年度））達成目標】（現状値：平成30年度（2018年度）実績）

指 標	目標値	現状値
オイカワ等が繁殖できる水質 （綾瀬川の水質基準）	河川類型 B の水質基準	河川類型 C の水質基準

■コラム：河川類型とは？

河川や湖、海などの公共用水域の水質については、「環境基本法」第16条により、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準が定められています。

この環境基準には「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と、「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」の2種類があり、「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」については、多岐多様な利水目的などを勘案して、川や湖沼、海など個々の水域ごとに水域類型の指定がされています。

本市を流れる河川では、中川、綾瀬川が河川類型Cに、古綾瀬川が河川類型Dに指定されています。

なお、河川類型Cとはコイ、フナなどが生息できる水質、河川類型Bは、オイカワやアユなどが生息できる水質です。また、オイカワ等が生息するためには水質だけでなく、河床の砂地などの周辺環境も重要です。

【生活環境の保全に関する環境基準（河川）】

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/l 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ 以上とする。

資料：水質汚濁に係る環境基準 別表2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）（環境省）

水素イオン濃度 (pH)	水の酸性・アルカリ性を表す指標のことで、溶液中の水素イオンの濃度をいう。pH=7 で中性、pH<7 で酸性、pH>7 でアルカリ性を示す。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のことで、数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。
浮遊物質 (SS)	水中に浮遊している物質のことで、数値が大きいほど濁りの度合いが大きいことを示す。
溶存酸素量 (DO)	水中に溶けている酸素を示す。きれいな水ほど酸素は多く含まれる。溶存酸素が不足すると魚介類の生存を脅かすほか、水が嫌気性となって硫化水素やメタン等が発生し、悪臭の原因となる。
大腸菌群数	大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。

【短期（令和5年度（2023年度））達成目標】（現状値：平成30年度（2018年度）実績）

指 標	目標値	現状値
河川水質（BOD75%値）		
・綾瀬川（中曽根橋）	2.2mg/l 以下	2.5 mg/l
・綾瀬川（手代橋）	2.2mg/l 以下	2.5 mg/l
・古綾瀬川（綾瀬川合流地点前）	3.0mg/l 以下	3.4 mg/l
・伝右川（伝右橋 <下>）	2.3mg/l 以下	2.6 mg/l
・毛長川（鷺宮橋）	1.9mg/l 以下	2.1 mg/l
・辰井川（上町境橋）	2.9mg/l 以下	3.1 mg/l
河川異常水質事故*件数	0 件	19 件

■コラム：綾瀬川の過去、現在、未来

綾瀬川は、江戸の昔から人々の生活の場として栄え、昭和30年代の初めころまでは、水遊びもできるきれいな川でした。ところが、都市化の進行に伴う住宅地の拡大や中小工場の集中などに伴う排水の増大により、水質悪化が進み、昭和55年（1980年）から15年連続全国ワースト1という、最も汚い川となってしまいました。

このため、かつての清流を取り戻そうと、綾瀬川沿いの自治体、河川管理者が集い、平成7年度（1995年度）から『綾瀬川清流ルネッサンス21』計画、平成13年度（2001年度）からは『綾瀬川清流ルネッサンスⅡ』計画を推進し、下水道や浄化施設等の整備の他、「綾瀬川流域クリーン大作戦」や「みんなで水質調査」など、地域の方々の参加による活動に取り組んできた結果、綾瀬川の水質は大幅に改善され、平成12年（2000年）には全国最下位を脱却し、コイ、フナをはじめとする多くの魚が戻ってきました。



昭和45年（1970年）頃の綾瀬川



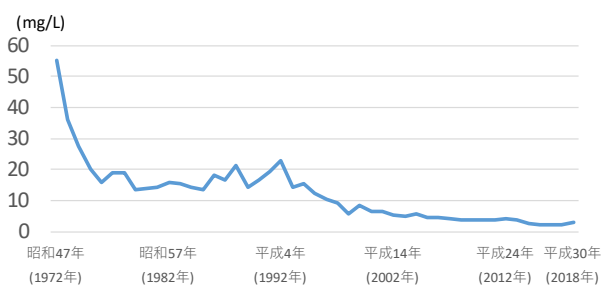
現在の綾瀬川



オイカワ

本市では、綾瀬川のさらなる水質浄化に向けた取組として、公共下水道の整備や浄化用水の導入、市民の皆さんの参加による事業などを進めています。

近い将来、綾瀬川で水遊びやオイカワを追いかけてはしゃぐ子ども達の姿が当たり前の風景となるように、私たちの世代は、うるおいと安らぎのあるかけがえのない綾瀬川の復元に向けて一層の努力を行っていかねばなりません。



国土交通省直轄一級河川水質現況調査結果(BOD 年平均値)

* 異常水質事故：着色水・濁水、油の流出、魚の浮上死などの水質事故です。

環境目標 2

身近な自然の保全と創造

～生きものと共生するまちを創ろう～



かつて本市は、東京近郊の農業地帯として河川や水路が縦横に流れ、また社寺林や屋敷林の散在した田園風景の広がる、自然と人々の生活が調和した土地でした。昭和30年代後半から本格的な都市化の進行により、多くの自然環境が失われ、現在まで残っている屋敷林や農地はわずかしかなかった。これまで良好な水田として残されていた柿木地区や中川周辺なども開発が進み、自然が失われつつあります。

このような生物の生息・生育環境の基盤であり、身近に自然とふれあうことのできる貴重な空間資源を守るため、本市では平成31年（2019年）3月に策定した「生物多様性そうか戦略」に基づき、市民との協働や市民団体の自主的な緑化活動などの支援や生きものの重要な生息・生育地となる河川・農地の保全などの取組を強化していきます。

今後はより一層、身近な自然の保全と創造による生物多様性の保全・再生を目指します。こうしたことから、次の2つの環境施策を掲げます。

環境施策の柱2-1：生きものと共生するまちづくりの推進

環境施策の柱2-2：みどりの保全と創出

【長期（令和17年度（2035年度））達成目標】（現状値：平成30年度（2018年度）実績）

指 標	目標値	現状値
市内で確認された猛禽類*（鳥類）の子育て（繁殖・営巣）	4種	1種

【短期（令和5年度（2023年度））達成目標】（現状値：平成30年度（2018年度）実績）

指 標	目標値	現状値
古綾瀬自然ひろばで確認された鳥類の種数	27種	14種
公園・広場等の面積	58.19ha	57.82ha
緑化推進団体の数	49団体	44団体
ピオトープ保全活動参加者数*	月平均50人以上	月平均28人

*ピオトープ保全活動：古綾瀬自然ひろば、綾瀬川バードサンクチュアリ、東埼玉資源環境組合第二工場ピオトープ等における保全活動です。

*猛禽類：タカ目、フクロウ目の鳥の総称で一般的には鋭い嘴と爪を持ち、主に昆虫類や哺乳類、鳥類を捕食します。

■コラム：市内のビオトープ

ビオトープは、本市における生きものの貴重な生息・生育環境であるとともに、鳥や昆虫の休憩場所や通り道となっています。

綾瀬川バードサンクチュアリ (鳥と友だち広場、トンボ池、あやせ新栄ビオトープ)



綾瀬川バードサンクチュアリは、綾瀬川の河川敷に草地や池、林など多様な環境をつくっています。市民による維持管理作業が行われており、希少な植物の生育地としても重要な場所です。

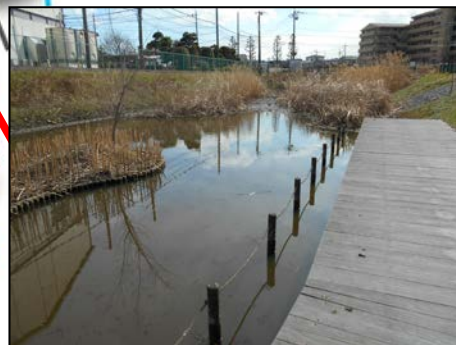
東埼玉資源環境組合第二工場ビオトープ



東埼玉資源環境組合第二工場ビオトープは、平成 25 年度（2013 年度）に柿木田んぼの一面につくられた池中心のビオトープです。



古綾瀬自然ひろば



古綾瀬自然ひろばは、綾瀬川と古綾瀬川の合流点につくられた池を囲むビオトープで多くの水生生物やカモ類が生息しています。

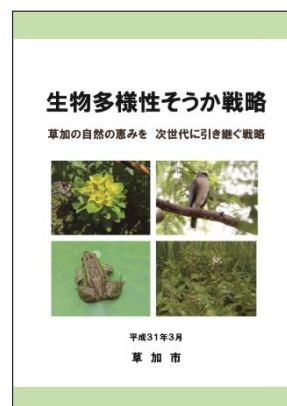
記号	名称
●	重点整備する拠点
▲	整備中の拠点
●	整備した拠点
●	大学にある拠点

■コラム：生物多様性そうか戦略とは？

私たちの生活は、水や空気、食糧、医薬品など、多様な生きものがもたらす恵みによって支えられています。これらの恵みを将来にわたり享受していくためには、生物多様性の保全が重要です。

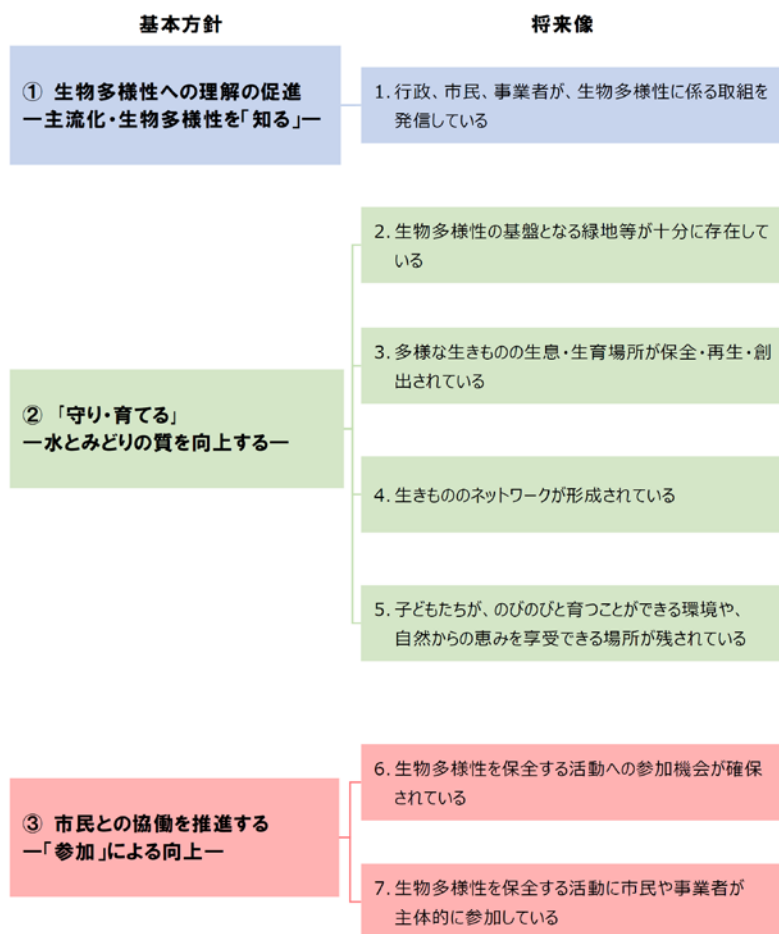
都市化の進展により自然が失われつつある本市は、生物多様性の保全と都市の健全な発展をバランスよく実現する必要があり、草加の自然の恵みを次世代に引き継ぐために平成31年（2019年）3月に「生物多様性そうか戦略」を策定し、以下に示す基本理念に基づく基本方針及び将来像を定め、取組を進めています。

【生物多様性そうか戦略】



基本理念：草加の自然の恵みを、次世代に引き継ぐ

【生物多様性そうか戦略における基本方針及び将来像】



出典：「生物多様性そうか戦略」

環境目標 3

低炭素社会の推進

～地域と地球に優しいまちを創ろう～



私たちの社会経済活動は、自然界から化石燃料や農林水産資源を取り入れ、消費することで成り立っていますが、近年の社会経済活動の拡大に伴って、資源の枯渇や生物種の絶滅などの環境負荷が高まっています。特に、化石燃料の消費過程で生じる二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの増加は、地球上の気温が上昇する地球温暖化を招いています。

本市においても、野生生物などへの影響やゲリラ豪雨、熱中症の発生など、地球温暖化が原因と考えられる様々な悪影響が現れています。今後数十年間は、温室効果ガスの排出抑制の努力を行ったとしても、ある程度の地球温暖化の影響は避けることができないといわれています。そのため、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、環境への負荷の少ない循環型社会へと転換していくとともに、エネルギー消費を最小限に抑え、温室効果ガスの排出を抑制していくことが必要不可欠となっています。

また、国は平成 30 年（2018 年）12 月に「気候変動適応法」を施行し、すでに起こりつつある気候変動の影響に対して「適応策」を講じることで、被害の防止または軽減を図ることとしており、気候変動の影響に適応できる低炭素社会を構築していくことが必要です。

こうしたことから、次の3つの環境施策を掲げます。

環境施策の柱 3 - 1：省エネルギー・創エネルギーの推進

環境施策の柱 3 - 2：3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進

環境施策の柱 3 - 3：気候変動適応策の推進

【長期（令和17年度（2035年度））達成目標】（現状値：平成28年度（2016年度）実績）

指 標	目標値	現状値
市内から排出される温室効果ガス排出量 （平成 25 年度（2013 年度）比）	896 千 t-CO ₂ （34%削減）	1,277 千 t-CO ₂ （平成 28 年度実績）

【短期（令和5年度（2023年度））達成目標】（現状値：平成30年度（2018年度）実績）

指 標	目標値	現状値
市内から排出される温室効果ガス排出量 （平成 25 年度（2013 年度）比）	1,133 千 t-CO ₂ （17%削減）	1,277 千 t-CO ₂ （平成 28 年度実績）
市内の太陽光発電システムの導入容量	21,000kW	18,636kW （平成 28 年度実績）
市民 1 人 1 日当たり可燃ごみ排出量	495 g	503 g
資源化率*	19.8%	18.6%

*資源化率：家庭から出た「ごみ」のうち、新たに再生資源として生まれ変わった割合です。

環境目標 4

生活環境の保全

～安心で快適なまちを創ろう～



工場等の生産活動や自動車による大気汚染、河川・水路等の水質汚濁のほか、市街地や住宅地における近隣騒音や悪臭などの都市型・生活型公害は、都市化が進む中で顕在化している課題です。

なかでも、自動車による大気汚染や騒音など幹線道路周辺の生活環境については、本市のみならず、広域での対応が必要であり、重要な問題となっています。

これらの公害問題の解決と防止に取り組み、公害のない安心なまちを目指すとともに、ごみなどが散乱していない快適で美しいまちなみの形成を目指します。

こうしたことから、次の2つの環境施策を掲げます。

環境施策の柱4-1：公害防止対策の推進

環境施策の柱4-2：快適なまちなみの形成

【長期（令和17年度（2035年度））達成目標】（現状値：平成30年度（2018年度）実績）

指 標	目標値	現状値
大気、騒音・振動、ダイオキシン類の環境基準達成割合	100%	85.7%
まちなみの美しさに対する市民の満足度*	70%	41.8%

【短期（令和5年度（2023年度））達成目標】（現状値：平成30年度（2018年度）実績）

指 標	目標値	現状値
大気、騒音・振動、ダイオキシン類の環境基準達成割合	92%	85.7%
まちなみの美しさに対する市民の満足度*	50%	41.8%
市内4駅周辺における屋間の放置自転車数	55台	62台

*平成30年度（2018年度）に実施した『草加市市民アンケート』による「そう感じている」と「どちらかといえばそう感じている」を合算した回答割合

環境目標 5

環境に配慮した行動の実践と拡大

～環境に配慮した行動を実践しよう～



生物多様性の危機や地球温暖化の進行など、今日の環境問題の解決には、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たち一人ひとりがライフスタイルや事業活動を見直し、環境に配慮した行動へと変えることが不可欠です。

そのためには、家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会子どもと大人が一緒になって環境についての正しい知識を学び、学んだ成果を具体的な行動として実践し、さらには日常生活習慣として定着させていくことが必要です。

私たちには、次世代も快適な生活が送れるような「環境にやさしいまち」をつくりあげることが求められています。市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現していかなければなりません。

こうしたことから、次の2つの環境施策を掲げます。

環境施策の柱5－1：学校・地域における環境教育・環境学習の推進

環境施策の柱5－2：環境に配慮した行動及び生活の実践

【長期（令和17年度（2035年度））達成目標】（現状値：平成30年度（2018年度）実績）

指 標	目標値	現状値
地域の環境活動に参加したことがある市民の割合*	50%	13.6%

*平成30年度（2018年度）に実施した『草加市市民アンケート』による「地域清掃活動や環境学習講座等の環境活動」の回答割合

【短期（令和5年度（2023年度））達成目標】（現状値：平成30年度（2018年度）実績）

指 標	目標値	現状値
エコライフデイへ取り組む市民の数	73,000人	70,035人
草加環境推進協議会との協働によるイベント等の参加者の満足度	90%	74%
そうか生きもの調査 集合調査会への参加者数	年300人以上	283人

■コラム：草加環境推進協議会の活動

「草加環境推進協議会」は、市民・各種団体・事業者等の団体会員で構成された草加市の環境に係る施策、事業の推進を図る団体です。

「草加環境推進協議会」では、市民・事業者・市の相互の意見交換を行う場を設け、市民や事業者の意見が施策等に反映するよう配慮するとともに、協働して「そうか環境とくらしフェア」や「綾瀬川再生21事業」「ビオトープ管理活動」などを実施しています。

本市が目指すべき環境像の達成のためには、市民・事業者の理解と協力が不可欠です。草加の環境づくりに興味のある方は、「草加環境推進協議会」に参加してみませんか。

4. 環境施策の総合体系

第四次 草加市総合振興計画 第二期基本計画		第二次草加市環境基本計画			
中 目 標	小目標 施策 ・ 施策の柱	環 境 像	環境目標	環境施策の柱	取組方針
快適な環境 と環境にやさしい水とみどりのまちをつくる	水とみどりの まちづくり 水環境の保全 ・ 水質浄化対策の推進 ・ 親水空間の創造・ 維持管理の推進	人と自然が共に生きるまち そうか	水環境の 保全と創造	水質浄化対策の推進	河川浄化対策の推進 公共下水道の推進
	環境との共生 環境を守り育てる ・ 低炭素型まちづくり ・ 循環型社会の構築 ・ 自然共生型まちづくり ・ 環境衛生		身近な自然の 保全と創造	親水空間の創造・ 維持管理の推進	多自然川づくりの推進 河川環境の維持管理の推進
			低炭素社会の 推進	生きものと共生する まちづくりの推進	生物多様性への理解の促進 生物多様性の保全 市民との協働活動の推進
				みどりの保全と創出	公園整備や公共用地の緑化推進 民有地内の緑化対策の推進 緑化活動への支援
				省エネルギー・ 創エネルギーの推進	温室効果ガス排出量削減対策の推進 資源・エネルギーの有効活用の推進 再生可能エネルギーの活用の推進 低炭素型まちづくりの推進
			生活環境の 保全	3R（発生抑制・再使用・ 再生利用）の推進	ごみの減量化と分別収集の普及、啓発 環境にやさしい消費者の育成・支援 リサイクルの推進
				気候変動適応策の推進	自然生態系等に関する適応 都市機能に関する適応 人の健康に関する適応 適応策における横断的取組
				公害防止対策の推進	公害防止対策の推進 監視・測定体制の充実
			環境に 配慮した行動の 実践と拡大	快適なまちなみの形成	環境美化対策の推進 まちなみ景観の向上
				学校・地域における 環境教育・環境学習の推進	学校における環境教育の推進 地域における環境学習の推進
				環境に配慮した行動 及び生活の実践	エコライフの普及、啓発 地域の環境保全活動の充実 環境に配慮した活動への支援 環境保全情報の収集と提供

5. 環境目標と持続可能な開発目標（SDGs）との関係

本計画の5つの環境目標と持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールとの関係を位置付けます。

本計画に基づく取組が17のゴール中10のゴールに関係していること、それぞれの環境目標が複数の課題解決につながっていることを明示します。

【本計画における環境目標と持続可能な開発目標（SDGs）との主な関係】

環境目標	持続可能な開発目標（SDGs）との関係			
水環境の保全と創造	3 すべての人に健康と福祉を 	6 安全な水とトイレを世界中に 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	12 つくる責任 つかう責任 
身近な自然の保全と創造	6 安全な水とトイレを世界中に 	11 住み続けられるまちづくりを 	13 気候変動に具体的な対策を 	15 陸の豊かさを守ろう 
低炭素社会の推進	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に具体的な対策を 
生活環境の保全	3 すべての人に健康と福祉を 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	
環境に配慮した行動の実践と拡大	4 質の高い教育をみんなに 	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	12 つくる責任 つかう責任 	17 パートナリプで目標を達成しよう 

■コラム：持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標であり、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成されました。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

17 のゴール及び 169 のターゲットが相互に関係しており、1 つの行動によって複数の課題の解決を目指すという特徴を持っています。

SDGs の実現は、地域の課題解決にも直結するものであると考えられ、地域に着目し、地域の視点を取り入れ、SDGs の考え方を活用して地域における様々な課題の改善に貢献するようなものとする必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標

